

交通警察官詰所等の存廃

対象受検機関：警察本部交通部交通指導課、地域部地域総務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)															
<p>1 概要</p> <p>(1) 交通警察官詰所（以下「詰所」という。） 府下に55か所あり、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、交通指導警察官が、交通指導取締りや交通の整理等の交通警察活動の拠点として使用している。 警察署交通指導警察官勤務規程に「交通指導警察官の勤務拠点として設置する」と規定されているが、府内65警察署のうち37警察署に設置されており、28警察署については未設置となっている。</p> <p>【詰所の形態別状況（平成26年度末）】</p> <table border="1" data-bbox="305 772 958 1003"> <thead> <tr> <th>形態</th> <th>か所数</th> <th>※うち交番に併設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立した建物</td> <td>36</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>建物内設置</td> <td>13</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>駅等構内設置</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>55</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交番に併設という形式的な位置づけのみで、独立のスペース等はない。</p> <p>(2) 警ら連絡所（以下「連絡所」という。） 府下に42か所あり、交番勤務員やパトカー勤務員が街頭活動を行うに当たり、日々立ち寄り、周辺地域の警戒・警ら等の際に活用している。 赤色灯など警察施設であることを示す表示があり、一部の連絡所を除き府民の立入りは自由で、警察電話で警察署に連絡することができる。 祭礼等における警戒拠点を除き、建物の老朽化が著しいものは、地域住民との調整完了後、順次、廃止・撤去の方針である。</p>	形態	か所数	※うち交番に併設	独立した建物	36	13	建物内設置	13	4	駅等構内設置	6	0	計	55	17	<p>詰所については、設置基準がないため、各警察署間で設置の有無、設置数等に差異がある。また、設置形態・機能面についても、交番施設を形式上詰所に充てているところや地下鉄駅構内に設置されているところ、駐車・駐輪スペースがないところなど様々な状況である。</p>	<p>詰所の設置趣旨や目的を再整理し、各詰所について、必要性の有無を検討されたい。 必要性が認められないものについては、廃止や撤去を検討されたい。また、必要性が認められる場合についても、連絡所との併用等も検討するなど、設置目的や所管の違いにかかわらず、経済性・有効性・効率性の観点から柔軟に対応されたい。</p>
形態	か所数	※うち交番に併設															
独立した建物	36	13															
建物内設置	13	4															
駅等構内設置	6	0															
計	55	17															

【詰所と連絡所の比較】

	詰所	連絡所
設置目的	交通指導警察官の勤務拠点	周辺地域の警戒・警ら等の拠点
所管部署	交通部交通指導課	地域部地域総務課
設置数	55	42
土地	府有5、借用32（うち有償1）	府有7、借用25（うち有償2）
建物	府有35、借用20（うち有償1）	府有32、借用10（うち有償2）
経費	土地賃借料212,292円（1か所） 建物賃借料 44,064円（1か所） 他維持補修費・電気料金等	土地賃借料2,096,561円（2か所） 建物賃借料 114,048円（2か所） 他維持補修費・電気料金等
使用状況	通常施設、不定期利用	警戒・警ら活動等、毎日立ち寄り

※ 建物部分のみを借用している場合は、土地の保有や借用をしていないため、設置数と土地の保有状況等の数は相違しているもの。

措置の内容

交通警察官詰所は、交通事故抑止のため取締りが必要とされる路線の直近にあり、より効果的な交通死亡事故抑止活動のための拠点として設置している。

今回、これらの設置趣旨と現状を照らし合わせ、各交通警察官詰所を管理している警察署において検討を行った結果、

存続の詰所 27箇所

廃止の詰所 28箇所

の方針を決定した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月21日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）